

# 江 東 区 公 報

## 目 次

### ◎規 則

|                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| 江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(61)           | 1 |
| 江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則(62)   | 1 |
| 江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(63) | 2 |

### ◎告 示

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 特別区道路線の区域変更について(210)         | 4 |
| 地区計画の変更の原案について(213)          | 6 |
| 保管自転車の処分について（令和2年8月上旬期）(219) | 6 |
| 都市計画の案について(224)              | 6 |
| 都市計画の案について(225)              | 7 |
| 指定地域密着型サービス事業所の指定について(226)   | 8 |
| 指定居宅介護支援事業所の指定について(228)      | 8 |

### ◎告 示（教）

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 令和3年第8回江東区教育委員会定例会の招集(11) | 9 |
| 江東区無形文化財の認定解除について(12)     | 9 |
| 令和3年第9回江東区教育委員会定例会の招集(13) | 9 |

### ◎告 示（選）

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 選挙人名簿からの抹消(15)                      | 10 |
| 選挙権を有する者の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(16) | 10 |

### ◎告 示（監）

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 令和3年度第1回定期財務監査の結果について(9) | 10 |
|--------------------------|----|

## 規

## 則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月27日

江東区長 山 崎 孝 明

### ◎江東区規則第61号

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成4年12月江東区規則第62号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「**印**」及び「※記名押印に代えて、署名することができます。」を削る。

別記第3号様式及び別記第3号の2様式中「必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の窓口を「取扱病院、診療所、薬局（以下「病院等」という。）の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に」に改め、「支給される場合は」の次に「、電子的確認を受けるか」を加える。

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号様式及び別記第3号の2様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の別記第3号様式及び別記第3号の2様式による医療証とみなす。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月27日

江東区長 山 崎 孝 明

### ◎江東区規則第62号

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び

配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成 20 年 3 月江東区規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別記第 13 号様式及び別記第 14 号様式中「**印**」を削る。

別記第 15 号様式中「**印**」を削り、「いずれかを○で囲んで下さい」を「いずれかを○で囲んでください。」に、「お読み下さい」を「お読みください」に、「記入して下さい」を「記入してください」に、「について○で囲んで下さい」を「について○で囲んでください」に、「すべて」を「全て」に、「記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい」を「記入し、又は別紙に記入の上、添付してください」に改める。

別記第 16 号様式中「**印**」を削り、「下さい」を「ください」に改める。

別記第 17 号様式から別記第 17 号の 3 様式までの規定中「**印**」を削り、「受けているものを○で囲んで下さい」を「受けているものを○で囲んでください」に、「記入して下さい」を「記入してください」に、「もらったものを○で囲んで下さい」を「もらったものを○で囲んでください。」に、「お読み下さい」を「お読みください」に、「わかる」を「分かる」に、「について○で囲んで下さい」を「について○で囲んでください」に、「記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい」を「記入し、又は別紙に記入の上、添付してください」に改める。

別記第 18 号様式及び別記第 20 号様式中「印」を削る。

別記第 22 号様式及び別記第 23 号様式中「ご覧下さい」を「御覧ください」に改める。

別記第 26 号様式中「下さい」を「ください」に改める。

別記第 27 号様式中「ご請求下さい」を「御請求ください」に、「ご記入」を「御記入」に改める。

別記第 28 号様式中「御使用下さい」を「御使用ください。」に、「請求して下さい」を「請求してください」に、「添付下さい」を「添付してください」に改める。

別記第 29 号様式及び別記第 32 号様式乙中

「**印**」を削る。

別記第 33 号様式甲中「より受理し、ご回送下さい」を「から受理し、回送してください」に改める。

別記第 36 号様式乙中「印」を削る。

別記第 37 号様式中「**印**」を削る。

別記第 38 号様式及び別記第 39 号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 8 月 27 日

江東区長 山 崎 孝 明

### ◎江東区規則第 63 号

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和 54 年 3 月江東区規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 6 号中「第 44 条第 1 項第 3 号」の次に「、第 55 条第 2 項」を、「第 57 条第 1 項」の次に「、第 68 条第 5 項」を、「第 86 条の 2 第 1 項」の次に「、第 86 条の 6 第 2 項」を加え、同項第 7 号中「若しくは第 5 項第 3 号」を「、第 5 項若しくは第 6 項第 3 号、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号（法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 55 条第 3 項各号」に改め、「第 56 条の 2 第 1 項ただし書」の次に「、第 57 条の 4 第 1 項ただし書」を加え、「第 60 条の 3 第 1 項ただし書、第 67 条の 3 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号若しくは第 9 項第 2 号」を「第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項ただし書、第 60 条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項ただし書、第 67 条第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号若しくは第 9 項第 2 号、第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号若しくは第

3項第2号」に改め、「、第85条第5項若しくは第6項」を削る。

第8条第1項中第18号を第22号とする。

第8条第1項第17号中「（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）」を「及び第55条第1項」に改め、「計画の」を削り、同号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の17第1項若しくは第3項、第19条の18第1項若しくは第19条の19第2項に規定する協議の申出又は同条第1項（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第20条において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する認定の申請

第8条第1項第16号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する認定の申請又は第116条第1項に規定する許可の申請

第8条第1項第15号中「計画の」を削り、同号を同項第17号とし、同項第14号を同項第16号とし、同項第13号中「含む。）」の次に「又は第22条の2第1項」を加え、同号を同項第15号とし、同項第12号を同項第14号とし、同項第11号中「第4条第3項」の次に「、第5条第3項」を加え、同号を同項第13号とし、同項第10号を同項第12号とし、同項第9号を同項第11号とする。

第8条第1項中第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）第3条ただし書又は第4条ただし書に規定する許可の申請

第8条第1項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第57条の2第1項に規定する指定の申請（法第52条第1項、第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定による限度を超えて特例容積率の限度を指定する場合に限る。）

第8条第1項に次の1号を加える。

(23) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条第1項及び第36条第1項に規定する認定の申請

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

|   |   |
|---|---|
| 告 | 示 |
|---|---|

## ◎江東区告示第 2 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条  
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記の  
ように変更する。

なお、その関係図面は、令和 3 年 8 月 6 日から  
2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

| 整理<br>番号 | 路線名       | 変更の区間                                                           | 変更前の敷<br>地の幅員 |
|----------|-----------|-----------------------------------------------------------------|---------------|
|          |           |                                                                 | 変更後の敷<br>地の幅員 |
| 1        | 江 1 1 6 号 | 江東区南砂二丁<br>目 6 2 4 番 4 5<br>先から<br>江東区新砂一丁<br>目 1 2 番 4 先ま<br>で | 次図表示の<br>とおり  |
|          |           |                                                                 | 次図表示の<br>とおり  |

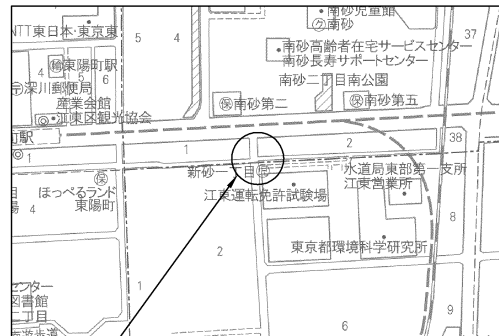
## 特別区道江116号区域変更略図

江東区南砂二丁目、新砂一丁目地内



編入区域

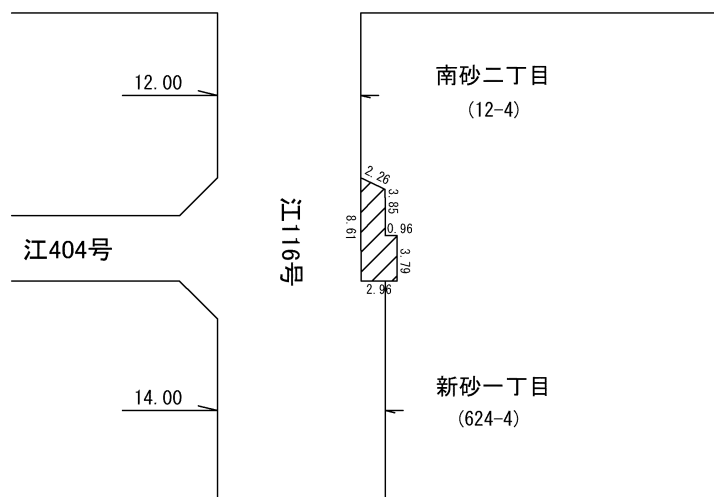
編入面積 20.14平方メートル



区域変更箇所



都道 東京浦安線



※ 数字はメートル  
 ※ ( )内は地番

## ◎江東区告示第 2 1 3 号

地区計画の変更の原案について

東京都市計画地区計画の変更の原案について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第 3 6 号）第 4 条の規定により、当原案に係る区域内の土地所有者及び都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号）第 1 0 条の 4 に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して 3 週間を経過する日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和 3 年 8 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

|               |                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------|
| 名 称           | 臨海副都心有明南地区地区計画                                             |
| 位 置           | 変更する区域<br>江東区有明三丁目及び東雲二丁目各地内                               |
| 区 域           | 別図のとおり                                                     |
| 縦 覧 場 所       | 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（都庁第二本庁舎 1 2 階北側）及び江東区役所都市計画課（庁舎 5 階） |
| 縦 覧 期 間       | 公告の日の翌日から起算して 2 週間                                         |
| 意 見 書 の 提 出 先 | 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号<br>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課                 |

〔別図省略〕

## ◎江東区告示第 2 1 9 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 8 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明  
〔別紙省略〕

## ◎江東区告示第 2 2 4 号

都市計画の案について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、東京都市計画地区計画

にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和 3 年 9 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

|               |                                         |
|---------------|-----------------------------------------|
| 都市計画の区域       | 東京都市計画                                  |
| 種類            | 地区計画                                    |
| 名称            | 新砂二・三丁目地区地区計画                           |
| 位置            | 別紙のとおり                                  |
| 都市計画を定める土地の区域 | 江東区新砂二丁目及び新砂三丁目各地内                      |
| 縦覧場所          | 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）                 |
| 縦覧期間          | 公告日から起算して 2 週間                          |
| 意見書の提出期間      | 公告日から起算して 2 週間                          |
| 意見書の提出先       | 江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号<br>江東区役所都市整備部都市計画課 |

〔別紙〕



◎江東区告示第225号

都市計画の案について  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、東京都市計画地区計画にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。  
なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

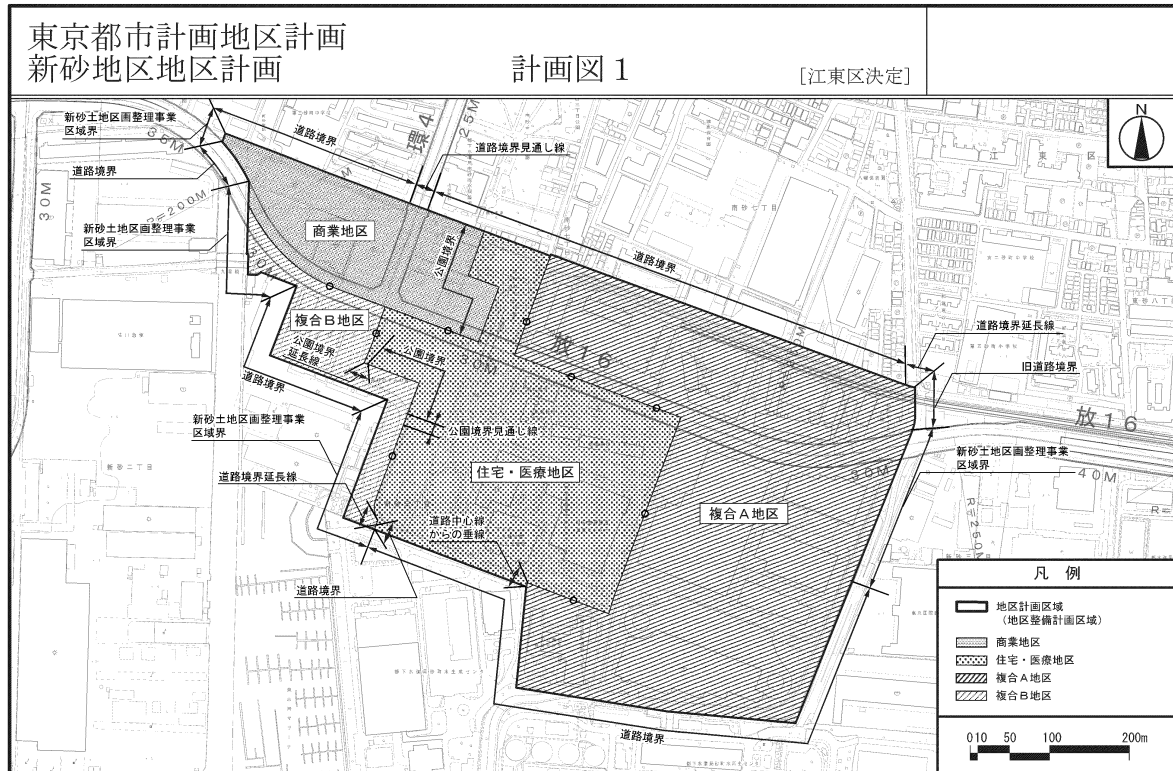
令和3年9月1日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

|                       |                                |
|-----------------------|--------------------------------|
| 都市計画の<br>区域           | 東京都市計画                         |
| 種類                    | 地区計画                           |
| 名称                    | 新砂地区地区計画                       |
| 位置                    | 別紙のとおり                         |
| 都市計画を<br>定める土地<br>の区域 | 江東区新砂二丁目、新砂三丁目、南砂三丁目及び南砂七丁目各地内 |
| 縦覧場所                  | 江東区役所都市整備部都市計画課<br>（庁舎5階）      |
| 縦覧期間                  | 公告日から起算して2週間                   |
| 意見書の<br>提出期間          | 公告日から起算して2週間                   |

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 意見書の<br>提出先 | 江東区東陽四丁目11番28号<br>江東区役所都市整備部都市計画課 |
|-------------|-----------------------------------|

〔別紙〕



## 地域密着型通所介護

## ◎江東区告示第226号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年9月1日

江東区長 山崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1390200218
- 2 事業所の名称及び所在地  
ステップぱーとなー銀座  
東京都中央区銀座四丁目13番11号松竹  
倶楽部ビル5階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
ゴールドアイ・コンサルティング株式会社  
東京都中央区銀座二丁目6番5号アサコ銀  
座ビル6階  
代表取締役 清水 雅雪
- 4 指定年月日  
令和3年9月1日
- 5 サービスの種類

## ◎江東区告示第228号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年9月2日

江東区長 山崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1370806612
- 2 事業所の名称及び所在地  
ケアプランみちしるべ  
東京都江東区海辺21番6号サンハイツ松  
本201
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社モート  
東京都北区中十条二丁目2番6号  
代表取締役 堀 幸山
- 4 指定年月日  
令和3年9月1日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援



|           |
|-----------|
| 告 示 （ 教 ） |
|-----------|

## ◎江東区教育委員会告示第11号

下記により、令和3年第8回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和3年8月17日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和3年8月20日（金）  
午前10時
- 2 場所 江東区教育センター
- 3 報告事項  
(1) 江東区文化財の解除について ほか
- 4 協議事項  
(1) 通学区域の変更について ほか

## ◎江東区教育委員会告示第12号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第5条の規定に基づき、下記について江東区登録無形文化財の登録ならびに保持者認定を解除する。

令和3年8月25日

江東区教育委員会

記

- 1 登録及び保持者認定の解除  
無形文化財（工芸技術）  
(1) 金工（鍛金）  
江東区高橋14-21  
佐生 明義 死亡のため  
(令和3年3月11日没)
- 2 保持者認定の解除  
無形文化財（工芸技術）  
(1) 表具  
江東区木場5-9-1  
岩崎 清二 死亡のため  
(令和3年4月17日没)

## ◎江東区教育委員会告示第13号

下記により、令和3年第9回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和3年8月31日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和3年9月3日（金）

午後10時30分

2 場所 江東区役所

3 議題

- |      |        |                                                |
|------|--------|------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第15号 | 令和2年度江東区一般会計歳入歳出決算                             |
| 日程第2 | 議案第16号 | 令和3年度江東区一般会計補正予算（第5号）                          |
| 日程第3 | 議案第17号 | 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第18号 | 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第二亀戸小学校校舎増築その他改修工事請負契約）   |
| 日程第5 | 議案第19号 | 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第二大島中学校改築工事請負契約）          |
| 日程第6 | 議案第20号 | 図書館の指定管理者の指定について                               |
| 日程第7 | 議案第21号 | 青少年交流プラザの指定管理者の指定について                          |

4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について ほか

5 協議事項

- (1) 東陽図書館の館内整理日の変更について

## 告 示 ( 選 )

## ◎江東区選挙管理委員会告示第 1 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 7 名を抹消した。

令和 3 年 9 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

## ◎江東区選挙管理委員会告示第 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 9 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数  
8, 5 0 0
- 2 選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数  
1 3 7, 4 9 6
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数  
7 0, 8 2 8

## 告 示 ( 監 )

## ◎江東区監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 7 条の規定に基づき、令和 3 年度第 1 回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、佐藤委員及び甚野委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和 3 年 8 月 1 6 日

|         |         |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 松 土 英 男 |
| 同       | 藏 田 朝 彦 |
| 同       | 佐 藤 信 夫 |
| 同       | 甚 野 ゆずる |

〔別紙〕

- |                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 3 年度第 1 回定期財務監査報告書                                                                          |
| 第 1 監査の範囲                                                                                      |
| 1 監査の対象施設                                                                                      |
| (1) 男女共同参画推進センター                                                                               |
| (2) 清掃事務所                                                                                      |
| (3) 教育センター                                                                                     |
| (4) 江東図書館                                                                                      |
| 2 監査の対象事項                                                                                      |
| 令和 2 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について                                                          |
| 3 監査の実施期日                                                                                      |
| 令和 3 年 5 月 1 3 日（木）から同月 1 9 日（水）まで（4 日間）                                                       |
| 第 2 監査の手続                                                                                      |
| 施設・事業概要調書等の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。         |
| なお、施設の安全対策について重点監査項目として監査を実施した。                                                                |
| 第 3 監査の結果                                                                                      |
| 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。 |
| なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。                                           |